

地域密着型通所介護サービス 重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

① 事業の目的

イ) デイサービスセンター松月は、介護保険法の理念に基づき利用者のに対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所介護（以降通所介護）を提供する事を目的とする。

② 運営の方針

イ) 利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

ロ) 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

ハ) サービスの実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・居宅介護支援事業者及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 職員の職種・人数及び職務内容

① 管理者 1名（常勤1名・生活相談員と兼務）

管理者、は事業所の従事者の管理及び業務の管理を行うと共に、自らも通所介護サービスの提供にあたる。

② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活全般の相談及び通所介護の提供を行う。

③ 看護職員 1名以上（機能訓練指導員を兼務する）

看護職員は、利用者の健康管理や心身の状況等の把握を行う。

③ 介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の日常生活の世話及び機能訓練にあたる。

④ 機能訓練指導員 1名（看護職員を兼務する）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止する訓練指導を行う。

3 営業日及び営業時間

① 営業日

月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日・日曜日の7日とする。

② 営業時間及びサービス提供時間

イ) 営業時間は8時00分から17時00分までとする。

ロ) サービス提供時間は、9時00分から16時10分までとする。

4 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料と利用定員

- ① 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、1割又は2割又は3割の額とする。

イ) 地域密着型通所介護 機能訓練・送迎・食事・入浴

ロ) 利用料（自己負担額）

（単位：円/1回 1割負担の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間	416	478	540	600	663
4時間～5時間	436	501	566	629	695
5時間～6時間	657	776	896	1013	1134
6時間～7時間	678	801	925	1049	1172
7時間～8時間	753	890	1032	1172	1312

（単位：円/1ヶ月 1割負担の場合）

	要支援1	要支援2
指定第1号通所介護	1798	3621

② 加算される料金

イ) 入浴介助加算（I） 40円（1回 1割負担の場合）

※地域密着型通所介護のみ

ロ) 介護職員処遇改善加算 加算I（5.9%）

1ヶ月のご利用料金＋入浴料に対して5.9%を乗じます。

ハ) 介護職員ベースアップ等支援加算（1.1%）

1ヶ月のご利用料金＋入浴料に対して1.1%を乗じます。

③ 介護保険対象外料金

イ) 食費：650円（おやつ・飲み物代含む）

ロ) 通所介護サービスで行った手工芸等の材料費、散策費

・フラワーアレンジメント：400円

・ヨーロピアンアート：400円

・ちぎり絵：150円 等

ハ) 送迎料金：実施地域を超えた場合には実施地域外となり、超えた地点から最短の実走距離で計測した距離が、1kmを超える場合、10円/1km毎（片道）を別途料金として、支払うものとする。

ニ) その他

・リハビリパンツ：80円

・パット：20円

④ 利用定員 14名

5 緊急時における対処方法

- ① 通所介護サービスを提供中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡又は主治医に連絡する等の措置を講ずる。

6 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する本事業の提供により、万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡を取ると共に、必要な措置を講ずる。又、怪我の状態に応じて損害賠償を行う事とする。
- ② 事故発生時は職員の指示に従ってスムーズな避難をして頂きます。

7 非常災害対策

- ① 事業所は、非常災害に際して、必要は具体的計画の策定・避難・救出訓練の実施などの対策の万全を期すものとする。
- ② 事業所の管理者は、防災管理者を選任する。
- ③ 防火管理者は、非常災害に際して、必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- ③ 防火管理者は、非常災害に備える為、非常災害に際して、必要な具体的計画に基づき、毎年5月及び11月に避難・救出その他必要な訓練を行う。

8 通常の事業の実施地域

- ① デイサービスセンター松月の事業の実施地域については、

指定地域密着型通所介護	倉敷市	
指定第1号通所介護	倉敷市	とする。

9 サービス利用にあたっての留意事項

- ① 地域密着型通所介護サービスの利用者については、要介護状態にある者とし、介護保険被保険者証を確認し、介護支援専門員のケアプランに沿って、地域密着型通所介護サービスを提供するものとする。
- ② デイサービスセンター内は禁煙とし、利用者及び職員も喫煙は慎む事。
- ③ 営業時間中に医療行為が必要となった場合は、速やかに家族に連絡又は主治医に連絡し、通所介護サービスの提供は中断するものとする。
- ④ 利用者は、送迎の時間を遵守し、デイサービスセンター内では管理者及び介護者の指示に従う事。
- ⑤ 利用者同士の私的な利害関係の争いは慎む事。

10 苦情申し立ての制度

1) 苦情処理手順（円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順）

- ① 管理者は、苦情を受け付けた際、具体的な内容を苦情処理台帳に記載する。
- ② 管理者は、苦情についての事実確認を苦情申し立て者・家族・施設職員・介護支援専門員等に行う。

- ③ 管理者は、苦情処理の経過を苦情処理台帳に記載し、必要に応じて、倉敷市介護保険課や、岡山県国民保険団体連合会等の機関に報告し連携を図る。
- ④ 管理者や生活相談員は、苦情処理の改善について利用者に確認を行う事とする。
- ⑤ 苦情処理は原則1日以内に解決する様努める。
- ⑥ 管理者は、苦情処理の結果や、今後に向けた予防策を苦情処理台帳に記載すると共に、職員間での研修を行い、今後の介護サービス向上に努める。
- ⑦ 終結後、管理者の責任において、台帳は5年間保存する。

窓口① デイサービスセンター松月

倉敷市西坂1374-2

電話：086-464-2031

管理者：植木 まゆみ

受付時間：8時00分～17時00分

窓口② 倉敷市介護保険課

電話：086-426-3343

受付時間：8時30分～17時15分

土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

窓口③ 岡山県国民健康保険団体連合会

電話：086-223-8811

受付時間：8時30分～17時00分

土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

窓口④ 岡山市介護保険課

電話：086-803-1240

受付時間：8時30分～17時15分

土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

窓口⑤ 総社市長寿介護課

電話：0866-92-8373

受付時間：8時30分～17時15分

土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

窓口⑥ 倉敷市地域包括推進ケア室

電話：086-426-3417

受付時間：8時30分～17時15分

土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

1.1 利用者から事業者への緊急連絡先

デイサービスセンター松月

086-464-2031

令和 年 月 日

地域密着型通所介護及び第1号通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項及び利用料金について説明しました。

事 業 者 i s . H u n t 株式会社 ⑩

所 在 地 倉敷市西坂1374-2

事 業 所 デイサービスセンター松月 ⑩

管 理 者 植木 まゆみ

説 明 者 所 属

氏 名 ⑩

私は、本書面により、事業者から地域密着型通所介護及び第1号通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意します。又、サービスの開始にあたり、利用料金についての説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 ⑩

署名代行者 住 所

氏 名 ⑩

続柄（ ）